

令和8年度 学童保育所

入所申込み手引き



1. 申請受付場所及び日時

■ 現在、学童保育所を利用されている方

場 所	日 程	時 間
各学童保育所	令和7年10月22日(水) ~ 令和7年11月12日(水)	午前11時~午後7時
	注)平日のみ	

[※] 上記期間に間に合わない場合は、下記の新規に利用を希望される方の期間に申請してください。

■ 新規に利用を希望される方

場 所	日 程	時 間	
子育て支援課 こども保育担当 役場庁舎1階 8番窓口	令和7年11月13日(木) 〜令和7年11月19日(水) 注) 平日のみ	午前8時30分~午後5時15分	
	令和7年11月20日(木)、11月21日(金)	午前8時30分~午後7時 ※	
	令和7年11月22日(土)	午前8時30分~午後5時 ※	

[※] 平日の午後5時15分以降及び土曜日は、子育てひろば側入口または休日夜間通用口をご利用ください。

■ 年度途中に利用を希望される方

場 所	日 程	時間
子育て支援課 こども保育担当 _{役場庁舎} 1階 _{8番窓口}	利用開始希望日の2週間前まで 注)希望する児童クラブの定員に余裕がない場合、 入所をお待ちいただく場合があります。	午前8時30分~午後5時15分

ご注意ください!!

- ◆ 上記受付期間を過ぎますと、<u>二次審査</u>となります。
- ◆ 二次審査については、一次審査の結果、施設に空きがある場合のみの実施です。
- ◆ 提出書類に不足や不備がないようご注意ください。

(一式揃った状態での受理となります。不足や不備がある場合、受理できません。)

2. 提出書類一式

□ にチェックを入れて、書類に不足や不備がないか確認してみましょう!



チェ	チェック 提出書類			
学童保育所入所申請書		学童保育所入所申請書	記入例を参考にご記入ください。	
		学童保育所入所における同意書	確認及び同意事項をお読みいただき、チェック欄にチェックをお願いしま す。	
父	母		保育所入所申請書類同一の書式です。就労先に記入の依頼をしてくださ	
		就労証明書 等(3ページ 参照)	い。父・母それぞれの分が必要です。	
			※きょうだいの保育所入所申請等に使う場合は、写しでも可	
Г	1	労会保存 にから 白ウま 不の政団	目標物を中心にできるだけ正確に記載してください。通学経路にマーカー	
L		学童保育所から自宅までの略図	などで線を引いてください。	
	7	児童家庭調書	項目に沿ってご記入してください。お子様で配慮が必要なこと等がありま	
	<u> </u>	元里	したら、ご記入ください。	
該当	者のみ		事前に金融機関にて印鑑照合等を行い、提出をお願いします。	
	7	口座振替依頼書	※新規に入所を希望する方や口座振替先の変更希望の方はご提出ください。	
			※入所申請する児童ご本人やごきょうだいで令和2年4月以降、通年で在籍	
			または在籍していたお子様がおり、そのお子様の保育料引落とし先口座と同	
			一の口座を希望する場合は、 提出は不要です。	

3. 入所審査·選考、決定

- 児童の学年、保護者等の就労状況や世帯構成等を考慮して入所審査、選考を行います。
- ・各学童保育所において定員を大幅に超えた場合など、申込状況や入所状況によっては、入所を お待ちいただく場合(入所保留)もございますので、あらかじめご了承ください。
- ・入所の決定にあたっては、宮代町立学童保育所入所基準表(4、5ページ参照)を基本として、児童の現状、家族構成等を考慮し、総合的に判定します。
- ※ 4月入所決定通知は、1月下旬頃の発送を予定しています。(変更の場合あり)
- ※ 入所説明会については、各児童クラブにお問合せください。

宮代町ホームページに、よくある 質問集を掲載しています。 併せてご覧ください。



【問合せ】

子育て支援課 こども保育担当 電話 0480-34-1111 内線 323・329

4. 入所の要件

◆ 学童保育所への入所を希望する場合は、次のいずれかに該当する必要があります。

	利用事由		事由の内容	提出が必要な書類	注意事項
		居宅外	外勤	◆ 就労証明書	採用予定の方は、入所後に就労を 確認する為、再度就労証明書を提 出していただきます。
				自営	◆ 就労証明書 ◆ 確定申告の写し
			自営 日常の家事以外の仕事をしている場合	(営業初年度の場合は、開業届の 写し、受注表等営業していることがわかる書類)	◆ 就労証明書(ご自身で記入可)◆ 業務委託契約書
1	就労	居宅内	内職 日常の家事以外の仕事をしている場合	◆ 内職申立書 ※以下該当者のみ提出 ・3ヶ月以上の実績がある場合 →直近3ヶ月の給与明細	月収 18,000 円 (当初 3 ヶ月の み1万円) を超えない場合、内職 での申請は認められません。
		起業準備		◆ 就労証明書◆ 起業のための準備をしていることが分かる書類	入所後、就労証明書および開業届 の写し、受注表等営業しているこ とがわかる書類を提出していた だきます。
	求職活動 保護者が		『求職活動を継続的に行っていること。	◆ 求職活動申立書	認定期間は 2 ケ月となります。 (原則として同理由での再申請 はできません。)
2	2 就学		保護者が学校又は職業訓練校に在学していること。	◆在学証明書(入学の場合、入学 許可証など) ◆時間割やカリキュラムが分かるもの	
3	妊娠•	出産	保護者が妊娠中又は出産後間もないこと。	◆母子手帳の写し(表紙、予定日欄) ◆妊娠・出産申請申立書	認定期間は、産前・産後8週となります。
4	保護者		疾病	◆家庭状況申立書(保護者の疾病事由) ◆医師の診断書	診断書は有効期限内のものを提 出してください。
_	疾病・障がい		障がい	◆家庭状況申立書(保護者の障がい事由) ◆障害者手帳の写し	
5	看護•介護		同居の親族(長期間入院等をしている親 族を含む。)を介護又は看護しているこ と。	◆家庭状況申立書(保護者の看護・介護事由) ◆医師の診断書	
6	5 災害		保護者が震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあたる場合。	◆ り災証明書の写し	
7	ての他		同居者に 65 歳未満の祖父母がいる場合	◆家庭状況申立書(同居の65歳未満の祖父母が保育に当たれない理由)(該当者のみ記載)	
			上記に類する状態にあり、児童を保育することができないと認められるもの。		

宮代町立学童保育所入所判定基準表

【基本指数】

			区分			指数	
	勤務	形態	勤務日数	一日の勤務時間	勤務終了時間	父	母
				昼間4時間以上	18時以降も継続	20	20
				昼間4時間以上	17時台	19	19
			週5日以上	昼間4時間以上	16時台	18	18
			2017	昼間4時間以上	15時台	17	17
				昼間4時間以上	14時台	16	16
				上記以外の場合		15	15
				昼間4時間以上	18時以降も継続	19	19
				昼間4時間以上	17時台	18	18
		外勤	週4日以上	昼間4時間以上	16時台	17	17
	居宅外労働	自営 ※1	2.17.1	昼間4時間以上	15時台	16	16
				昼間4時間以上	14時台	15	15
				上記以外の場合		14	14
				昼間4時間以上	18時以降も継続	18	18
				昼間4時間以上	17時台	17	17
			週3日以上	昼間4時間以上	16時台	16	16
				昼間4時間以上	15時台	15	15
				昼間4時間以上	14時台	14	14
			, ==		上記以外の場合		13
①就労			上記以外の場合	勤務日数が週2日以下の場		11	11
				昼間4時間以上	18時以降も継続	19	19
				昼間4時間以上	17時台	18	18
			週5日以上	昼間4時間以上	16時台	17	17
				昼間4時間以上	15時台	16	16
				昼間4時間以上	14時台	15	15
				上記以外の場合	4 O 0 to 1 0 to 1 4 to 14 to 1	14	14
				昼間4時間以上	18時以降も継続	18	18
				昼間4時間以上	17時台	17	17
	居宅内労働	自営 ※2	週4日以上	昼間4時間以上	16時台	16	16 15
		内職		昼間4時間以上	15時台	15 14	14
				上記以外の場合	14時台	13	13
			週3日以上	昼間4時間以上	18時以降も継続	17	17
				昼間4時間以上	17時台	16	16
				昼間4時間以上	16時台	15	15
				昼間4時間以上	15時台	14	14
				昼間4時間以上	14時台	13	13
				上記以外の場合	1 :	12	12
			上記以外の場合	勤務日数が週2日以下の場	 合	10	10
	起業準備·求職						10
②就学	居宅外				居宅外労働に準	ずる	<u> </u>
③出産	•	出産又は出産予定日	日の前及び後の各8週	間			20
		入院				20	20
			常時臥床・精神性療	:患		18	18
④保護者の	疾病	居宅内	一般療養(週3日以	以上通院)		17	17
疾病・障がい		その他			10	10	
	障害	障害手帳1.2級又は療育手帳○A.A.B			20	20	
		障害手帳3級又は療育手帳C			15	15	
⑥ 姜维 . 介誰		病院等の居宅外での看護・介護を常態とする場合				20	20
⑤看護·介護 居宅内で看記		居宅内で看護・介護	きで常態とする場合			15	15
⑥災害 災害の復		災害の復旧にあたっ	たっている場合			20	20
⑦その他 前各		前各号のほか、必要	か、必要と認められる場合			17~20	17~20
※1・※2 居宅内	労働の自営とは、居宅	と店舗が同一のものをい	い、店舗が別のものは	は、居宅外労働の自営として扱	う。		

【調整指数】

1. 保護者及び家庭(同居者)の状況

区 分	指 数		
ひとり親 35		ō	
同居の65歳未満の祖父母が保育できる状況にある場合 -5			
保護者就労中で、就学、疾病、障がい、看護、介護等に該当する場合(重複該当)	3	3	
保護者の勤務先は決まっているが内定の段階 10 10		10	

2. 児童の状況

区分		指数
1	1年生	10
2	2年生	9
3	3年生	8
4	4年生	3
5	5年生·6年生	0

3. その他

区分		指数
1	保育料を3ヶ月以上滞納している場合	-30
2	上記に掲げる場合の他、児童福祉等の観点から特に保育の必要性が高いと判断した場合	5 ~
	*3	

基準表について

- (1) 基本指数に調整指数を加算したものが入所指数です。入所指数が高い児童から優先的に入所となります。
- (2) 基本指数は、父と母の指数を合算した値を採用します。
- ※ 父母いずれもが不存在の場合は、現に児童を保護養育する者を保護者とみなし、この者の入所指数により 入所を選考します。

【基本指数】

・就労証明書等に基づく就労時間等に関して、入所申請者のすべての方に該当する指数です。

【調整指数】

- ・入所申請者及び家庭(同居者)の状況については、該当する方に調整される指数です。
- ・児童の状況については、すべての方に調整される指数です。

【附表】

合計指数が同点の場合に判断する場合の優先順位です。